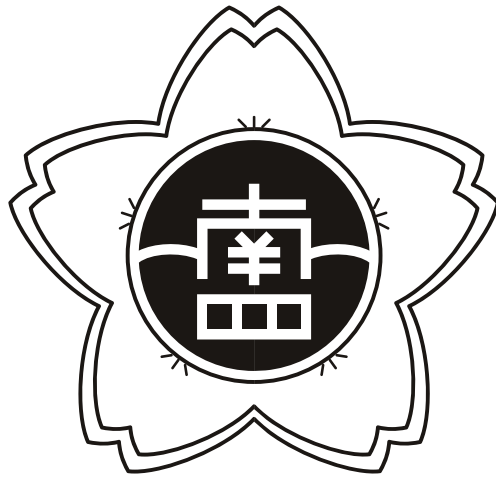


2023年4月改定版

在学中保存

# PTA会則



町田市立南第四小学校PTA

子どもは、家庭のみで育つものでも  
学校教育のみで育つものでもありません。

保護者と教職員が理解しあい、  
信頼しあい、心と力を合わせることが、  
子ども達にとってより良い環境をつくれます。

子どもたちの  
健やかな成長のために

活動を支えているのは、互いに尊重し、  
助け合う心であり、その原点は、  
子ども一人ひとりに対する  
わたしたちの愛情です。

子ども達のすこやかな成長のために、  
南四小 **PTA** は活動しています。

# 南第四小学校PTA会則

## 第一章 名称および所在地

第1条 本会は、南第四小学校PTAと称し、事務所を南第四小学校内におく。

## 第二章 目的および活動

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、健全で心豊かな児童を育てることを目的とし、次の活動をする。

- 1 教育への理解を深め、家庭・学校・地域社会における児童の福利・厚生・安全環境を充実させる活動。
- 2 会員相互の親睦を深める活動。
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

## 第三章 方針

第3条 本会は、民主的団体として次の方針に基づいて活動する。

- 1 同一の目的を持つ他の団体および機関と協力する。
- 2 自主独立のものであり、他のいかなる団体および機関からも支配、干渉を受けない。
- 3 営利を目的とせず、宗教的・政治的活動を目的とする団体・個人又は事業と関係を持たない。

## 第四章 会員

第4条 本会は、南第四小学校に在籍する児童の保護者（以下Pという）と南第四小学校に勤務する教職員（以下Tという）のうち、本会の目的に賛同し、入会を希望し、会費を納入した者により構成される。

ただし、その目的から、全ての保護者および教職員の主体的な入会を期待する。

第5条 会員である保護者あるいは教職員は、自分の意思にていつでも自由に入退会することができる。ただし、児童の転校および卒業等、教職員の他校への異動または退職等に関しては、自動退会とする。

## 第五章 役職およびその任務

第6条 本会の役職は、次の通りとする。

なお、PTAスタッフと会計監査を兼務することはできない。

### 1 PTAスタッフ

- |       |  |
|-------|--|
| ①会長   | 1名（P）<br>本会を代表し、会務を統括し会議を招集する。<br>学校・地域と関連する活動を行う。 |
| ②副会長  | 若干名（P、T）<br>会長を補佐し、会長に不都合がある時はその職務を代行する。           |
| ③書記   | 若干名（P、T）<br>本会の記録、文書作成を担当する。                       |
| ④会計   | 若干名（P、T）<br>本会の会計およびPTA預金口座を、会長に代わり管理する。           |
| ⑤みまもり | 若干名（P、T）<br>保護者のみまもり活動を支援する。                       |

- 2 企画 複数名（P、T）（企画代表および副代表を総称して企画担当と称する）
  - ① 企画代表および副代表 会員の活動を支援する。
  - ② 係 必要に応じて会員の活動を支援する
- 3 会計監査 若干名（P、T）

本会会計の決算について監査を行い総会で報告する。  
また、必要に応じ随時本会会計の監査をする。

- 第7条 PTAスタッフおよび会計監査は、総会において承認を受けて就任し、次期定期総会までを任期とする。  
企画担当は、運営ミーティングにおいて承認を受けて就任し、その年度が任期となる。この承認は速やかに会員へ報告をする。  
また、欠員により補充された、PTAスタッフおよび会計監査の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、いずれの役職も再任は差し支えない。  
あらゆる状況において、第6条の役職に欠員が生じた場合は、運営ミーティングにおいて役職体制の臨時編成を構築し、その年度を運用任期とする。ただし、会長・副会長が全て欠員の場合は、その年度のPTA活動を休止するものとする。
- 第8条 6年児童の保護者がPTAスタッフまたは会計監査の場合は、次期定期総会までをその任期とする。

## 第六章 会議および議決

- 第9条 本会全体に関する議決を行う会議の構成は、次の通りとする。
- 1 総会 全会員により構成される本会の最高議決機関であり、下記の通り開催する。
    - ① 定期総会 毎年度始めに会長が招集する。
    - ② 臨時総会 運営ミーティングにおいて議決された時、会長が招集する。
  - 2 運営ミーティング PTAスタッフ（PおよびT）を構成員とする。本会の活動を進めるための主な議決機関である。定期的に、または臨時に会長が招集する。
  - 3 PTAスタッフミーティング 運営ミーティングの内容打合せ、申し送り等PTAスタッフを会長が招集する。
- 第10条 会議は必要に応じ、その構成員以外の会員を招集して開催することができる。
- 第11条 会員は、すべての会議を傍聴し、議事進行者の許可を得て意見を述べる事ができるが、採決はその会議の構成員により行われる。
- 第12条 会議は、その構成員の過半数の出席を要し、出席者の3分の2以上の賛成によって議決する。やむを得ず欠席する時は、委任状をもって出席に代えることができる。書面決議を採用した会議は、出席者を有効回答数と読み替えて議決することができる。
- 第13条 会議の運営については、別に細則を定める。
- 第14条 校長は、すべての行事および審議に参加し、助言等することができる。

## 第七章 会計

- 第15条 本会の会計は、会員より納入された会費と、その他の収入により行う。
- 第16条 本会の予算および決算は、総会において承認を得なければならない。
- 第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第18条 会計については、別に細則を定める。

## 第八章 個人情報

- 第19条 「南第四小学校PTA個人情報保護方針」に沿って活動を行う。
- 第20条 個人情報データについては、次の場合を除きPTA会員本人の同意なく第三者に提供および販売することを禁止する。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、PTA会員本人の同意をとることが困難な場合

## 第九章 改正

第21条 本会の会則は、総会においてのみ改正することができる。本会会則を制定または改廃した場合、総会で定めた日時より施行される。

## 附 則

この規約は、昭和45年 4月26日より施行する。

昭和47年 4月28日（一部改訂）

昭和48年11月 5日 //

昭和48年12月 5日 //

昭和50年 4月30日 //

昭和51年 5月 8日 //

昭和53年 5月 6日 //

昭和61年 5月 7日 //

平成 2年 5月 8日 //

平成 5年 5月15日 //

平成 7年 5月 6日 //

平成12年 5月12日 //

平成14年 3月 6日 //

この会則は、平成17年 5月10日（全面改訂「会則」と名称変更）

平成21年 2月18日（一部改訂）

平成24年 5月 2日 //

平成25年 5月 1日 //

平成26年 5月 1日 //

平成27年 4月 1日 //

平成28年10月26日（全面改定）

平成29年 4月26日（一部改訂）

平成30年 2月23日 //

令和 3年 6月 1日 //

2023年 4月27日（一部改定）

# 細 則

## 第一号 会議の運営

第1条 会則第13条に基づき、本会の会議の運営に必要な事項を定める。

第2条 次の事項は運営ミーティングの審議を経て、総会において議決・承認されなければならない。

- ① 予算の議決と決算の承認
- ② 会則の制定・改廃
- ③ PTAスタッフおよび会計監査の承認
- ④ その他、運営ミーティングにおいて、総会の議決・承認が必要と決定した事項

第3条 次の事項は運営ミーティングの審議を経て決定するが、その経過と結果については、総会において報告されなければならない。

- ① 本会主催・立案の行事・活動
- ② 他団体との関係に関する事項
- ③ 細則の制定・改廃
- ④ 任期中に生じた、PTAスタッフおよび会計監査の欠員の補充
- ⑤ 慶弔に関する事項
- ⑥ その他、第一号第2条に規定する事項以外の本会の運営に関する事項

## 第二号 会計と会費

第1条 会則第18条に基づき、本会の会計に必要な事項を定める。

第2条 予算は、運営ミーティングにおいて審議され、総会の議決を得なければならない。

第3条 会費に関する規定は、次の通りとする。

- 1 本会の会費は、一世帯につき、年額1500円とし、毎年度初めに全額納入するものとする。
- 2 転入生世帯は入会月から年度末までの期間分を納入するものとする。  
ただし、一世帯あたり一か月分の会費を125円とし算出する。

第4条 決算は、会計監査による監査を受けた後、総会に報告され、承認を得なければならない。

第5条 交通費については、次の通りとする。

- 1 PTA活動に伴い公共交通機関を利用した場合、その実費額または自家用車を利用した際の時間貸駐車場料金を支給する。
- 2 会員は、所定の書式によってその請求を行う。
- 3 請求および支給は、当該年度内に行う。

第6条 慶弔金については、次の通りとする。

- 1 教職員が結婚した場合、会員・児童が死亡した場合、また教職員の第一親等親族が死亡した場合には、慶弔金一律5000円とする。
- 2 上記以外の場合、そのつど運営ミーティングにおいて審議し、決定する。

## 第三号 細則の施行

第1条 本会細則を制定または改廃した場合、運営ミーティングにおいて決定した日時より施行されるが、次期総会において、それを報告しなければならない。

## 附 則

この細則は、昭和44年12月 3日より施行する。

昭和47年 4月28日 (一部改訂)  
昭和48年12月 5日 //  
昭和49年 4月 8日 //  
昭和50年 4月28日 //  
昭和51年 6月 1日 //  
昭和53年 5月24日 //  
昭和56年 5月 9日 //  
平成 元年12月12日 //  
平成 2年 1月11日 //  
平成 2年 2月 6日 //  
平成 5年 5月15日 //  
平成 6年 5月 7日 //  
平成 7年 5月 6日 //  
平成12年 5月12日 //  
平成14年 3月 6日 //  
平成17年 5月10日 (全面改訂)  
平成18年12月 1日 (一部改訂)  
平成21年 2月18日 //  
平成22年 9月 8日 //  
平成23年10月12日 //  
平成24年 5月 2日 //  
平成25年 5月 1日 //  
平成26年 5月 1日 //  
平成27年 4月 1日 //  
平成28年10月26日 (全面改定)  
平成30年 2月23日 (一部改訂)  
令和 3年 6月 1日 //  
令和 4年 2月10日 //  
2023年 2月 8日 (一部改定)

# 南第四小学校PTA個人情報保護方針

## 基本方針

個人情報保護の重要性に鑑みて、運営に従事する全ての者がその責任を認識し、個人情報を適正に取り扱い、安全管理につとめる。

## 1. 個人情報の取得

PTA活動の運営上必要な範囲内及び、公正な方法により個人情報を取得する。

## 2. 個人情報の利用目的

取得した個人情報を、PTA会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはしない。本会が取得した個人情報は、以下の目的に利用する。

- ・ 行事等に関する案内
- ・ 資料及び書類の送付
- ・ 寄せられた質問に対する回答
- ・ 必要とする活動内容を示したアンケート等で取得した場合は、その活動に関した時のみの使用とする。

## 3. 個人情報の安全管理措置

取り扱う個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規定や実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために、必要かつ適切な措置を講じる。

必要とする活動内容を示したアンケート等で取得した個人情報は、その活動に関した時のみ使用し、活動終了後は速やかにシュレッダーで破棄をする。

万が一、問題が発生した場合は、速やかに適切な是正対策をとる。

## 4. 個人情報の第三者への提供

以下の場合を除き、PTA会員本人の同意なく第三者に個人データを提供および販売することを禁止する。

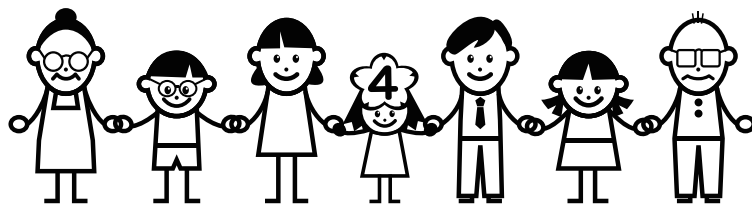
- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、PTA会員本人の同意を取ることが困難な場合

## 附 則

この細則は、昭和27年 4月 1日より施行する。

令和 4年 2月10日（一部改訂）





子どもたちの健やかな成長のために  
できるときにできることを